

障害のある人の権利を守りましょう

「障害者虐待防止法」をご存知ですか

障害者虐待防止法とは、虐待によって障害者の権利などがおびやかされることを防ぐ法律です。障害者虐待を受けたと思われる障害者を見た人は、速やかに市や県に通報しなければならないという義務を定めています。

障害者虐待は、虐待する側の家族などにも支援が必要な場合もあります。問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげていくことが大切です。

「気になるな…」 「ちょっと心配」と感じたら、市障害者虐待防止センターにご連絡ください。通報や届出をした人の情報は守ります。また、支援に関する相談も受け付けています。

障害者の虐待をなくすために、皆様のご協力をお願いします。

障害者虐待防止法の対象

身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）やそのほか心身の障害により日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人です。

障害者虐待の種類

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

- ・養護者（家族や親族）による虐待
- ・障害者福祉施設従事者などによる虐待
- ・使用者（障害者を雇っている事業主など）による虐待

これらは虐待です

【身体的虐待】

暴行を加えたり、正当な理由なく身体を拘束すること

【放棄・放任】

食事や入浴、排泄などの世話をしないこと

【心理的虐待】

著しい暴言、拒絶的な対応、差別的な言動など

【性的虐待】

わいせつな行為をしたり、させることなど

【経済的虐待】

本人の同意なしに年金や賃金を使うことなど

連絡先

【市障害者虐待防止センター】 平日（8時30分～17時15分） ☎(41)3377、FAX(48)2940
【社会福祉協議会】 休日・夜間（17時15分～8時30分） ☎090(3833)4701

10月は浄化槽強調月間& クリーン排水推進月間です

生活排水の汚れを減らして水質を守りましょう

私たちのまちを流れる水路や川の先は、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵や衣浦湾、三河湾ですが、生活排水による汚れが目立ちます。水質を守るために、次のことに注意しましょう。

- ・単独浄化槽やくみ取り式トイレの場合、台所や洗濯の排水が川に直接流れます。調理くずや油汚れ、過剰な洗剤などをそのまま流さないよう気をつけましょう。
- ・公共下水道や合併処理浄化槽の場合も、排水処理の負担を軽減し、できるだけきれいな水として川に戻せるよう、家庭からの排水の汚れを減らしましょう。また、浄化槽は適切に点検・管理しましょう。

問合せ 環境課環境保全係

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査をお忘れなく

し尿や生活排水をきれいにし、水環境の保全に大きな役割を果たしている浄化槽。浄化槽は、保守点検、清掃、法定検査が必要です。

保守点検

浄化槽の稼働状況を調べ、機器の点検、調整、修理、消毒薬の補充などを行います。保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。

清掃

浄化槽は、し尿などを微生物の働きによって浄化しますが、汚泥が発生するため、引き抜きや洗浄を行います。清掃は、市の許可を受けた業者に依頼してください。

法定検査

浄化槽が正常に機能しているかを判断するための検査で、年に1回の検査を受けなければなりません。法定検査を受けない場合、罰則もあります。法定検査は県知事の指定を受けた検査機関に依頼してください。

問合せ 環境課ごみ減量係